

特集 帝国, 共和国, 独裁国家: 2つの世界大戦と複数の「オーストリア」

文書館からみるオーストリア現代史のひとこま ——ルートヴィヒ・ビトナーの軌跡から——

村 上 亮

序論

1. ルートヴィヒ・ビトナー: その人と業績をめぐって
2. 両大戦間期オーストリアの文書館
3. 合邦から破局への道

結論 ビトナーからみる複数の「オーストリア」

序論

ハプスブルク（オーストリア・ハンガリー）帝国は、第一次世界大戦の敗戦とともに瓦解した。その結果として成立したオーストリア第一共和政は、政治的に安定しなかった。つまり、終戦直後に発足した議会制民主主義からオーストリア・ファシズムを経て、ナチ・ドイツによる合邦（1938年3月）までに、12人の首相が率いる23の政府が成立した。また、当該期オーストリアにおける各政治勢力が積極的に暴力を動員したことも政情不安と不可分といえる。この点については、E・ハーニシュが「第一共和政が20世紀のオーストリア史において際立つ点は、国家が暴力の独占を失ったこと⁽¹⁾」と書いた通りである。

パリ講和会議でオーストリアと戦勝国間で結ばれたサン・ジェルマン条約は、ヴェルサイユ条約と類似する項目を多く含む、オーストリアにとって厳しいものだった。同条約の概要を点描しておく、大幅な領土削減（第27～35条）、——民族自決に反した——ドイツとの合併の禁止（第88条⁽²⁾）、義務兵役制の廃止（第119条）や陸軍を3万人とする兵員の制約（第120条）、潜水艦と航空隊の保有禁止（第140、144条）をはじめとする軍備制限、周辺国への家畜引き渡しなどを含めた賠償の支払い（第177～196条）などである⁽³⁾。この結果、「かろうじて人口700万人にすぎない新たな〔オーストリア〕共和国は、困難、将来的な困窮に直面した。この国は生き延びるには小さすぎ、滅ぶには大きすぎる

⁽¹⁾ Ernst Hanisch, *Der lange Schatten des Staates: österreichische Gesellschaftsgeschichte im 20. Jahrhundert*, Wien 1994, S.287.

⁽²⁾ 正確を期せば、同条文にはドイツとオーストリアの合併禁止ではなく、オーストリアの独立の維持が書かれている。

⁽³⁾ 条約の出典は以下の通り。Die Friedensbedingungen von St. Germain, Wien 1919.

とみなされた⁽⁴⁾」と評されるに至った。

なお、第一次大戦の戦後処理において敗戦国による賠償を正当化するため、開戦（戦争）責任が追及されたことはよく知られている。ヴェルサイユ条約（第 231 条）と同じく、サン・ジェルマン条約（第 177 条）には「同盟及び連合政府は、オーストリア・ハンガリーとその同盟国の攻撃によって強いられた戦争の結果、その政府や国民が被った損失の責任をオーストリアとその同盟国にあることを声明し、オーストリアはこれを認める」と書かれた。その後の論争では概ねドイツの責任が重視される一方、最初に宣戦布告を行なったオーストリアの責任は相対的に軽視されている。しかしながら、両大戦間期には自国の開戦責任に関する批判に対し、オーストリア側からの反論がなされた事実を目を向けるべきである。これは、O・ラートコルプによる「開戦責任問題は、疑いなく戦争勃発直後から第一次世界大戦にまつわるオーストリアの論争の中で脚光を浴びてきた。この話題は（限定的とはいえ）今日でもなお中心的な位置にある⁽⁵⁾」との一節に確認できる。

開戦責任論争にも関わるとともに、戦後処理における焦点のひとつとなったのは文書館（アーカイヴ）である。旧ハプスブルク帝国の正式な継承国とされたオーストリアは、終戦時およそ 20 万点の古文書 *Urkunden*、およそ 15 万点の官房文書 *Kanzleibücher* と写本 *Handschriften*、およそ 60 万点の文書束 *Aktenfaszikel* を含む、2 億 5,000 万点ほどの文書を有していた⁽⁶⁾。敗戦国オーストリアは、以上の文書に対する戦勝国のイタリア、ならびに継承国家のチェコスロヴァキア、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国（ユーゴスラヴィア）、ポーランドなどからの譲渡の要請に直面したのである。この公文書の所有権をめぐる「前例のない⁽⁷⁾」、そして長期にわたる交渉を取り仕切ったのが、ハプスブルク帝国からナチ・ドイツに至る時代に活動したアーキヴィスト、歴史研究者のルートヴィヒ・ビトナー *Ludwig Bittner*（1877-1945 年）である。彼の経歴の詳細は次章に譲り、以下ではビトナーに着眼する理由を整理しておきたい。

⁽⁴⁾ Zara Steiner, *The Lights that Failed: European International History, 1919-1933*, Oxford 2007, p.93.

⁽⁵⁾ Oliver Ratkolb, "Austrian Historiography and Perspectives on World War I: The Long Shadow of the "Just War," 1914-2018", in Christoph Cornelissen, Arndt Weinrich (Hg.), *Writing the Great War: The Historiography of World War I from 1918 to the Present*, New York, 2020, S.196. 以下の拙稿も参照されたい。村上亮「サラエヴォ事件の黒幕をもとめて：オーストリア第一共和制における開戦責任論争」大津留厚（編）『「民族自決」という幻影：ハプスブルク帝国の崩壊と新生諸国家の成立』昭和堂、2020 年、295-315 頁。全般的な研究動向については以下を参照。村上亮「第一次世界大戦をめぐる開戦責任問題の現在——クリストファー・クラーク『夢遊病者たち』によせて——」『ゲシヒテ』第 12 号、2019 年、35-43 頁。

⁽⁶⁾ Ludwig Bittner, "Die zwischenstaatlichen Verhandlungen über das Schicksal der österreichischen Archive nach dem Zusammenbruch Österreich-Ungarns", *Archiv für Politik und Geschichte*, Bd.3, 1925, S.63.

⁽⁷⁾ Joachim Meyer-Landrut, "Die Behandlung von staatlichen Archiven und Registraturen nach Völkerrecht", *Archivalische Zeitschrift*, Bd.48, 1953, S.99.



写真 ルートヴィヒ・ビトナー

(出典：https://austria-forum.org/af/AEIOU/Bittner%2C_Ludwig)

第一の理由は、ハプスブルク帝国からナチ・ドイツにいたる、いわば複数の「オーストリア」に仕え、かつ当時のアーキヴィストの中心的存在だった事実である。後で見ると、ビトナーはサン・ジェルマン条約の文書館規定に関する専門家委員会に名を連ね、各国との文書交渉にはオーストリア全権代理として携わるとともに、両大戦間期には家門・宮廷・国立文書館 Haus-, Hof- und Staatsarchiv (以下、一部を除き HHStA)、合邦後にはウィーン帝国文書館 Reichsarchiv Wien (以下、一部を除き RA) の館長を務めた。オーストリア文書館史に通暁する M・ホッヘドリンガーによれば、彼はその圧倒的な作業量と組織力、権力を背景とした人事の掌握を通じて文書館に「勢力圏 Imperium」を築きあげたという⁽⁸⁾。ビトナーの生涯(上段)をオーストリア史(下段)と照合させると、彼の主たる活動期が複数の「オーストリア」にまたがるとともに、第一次大戦の勃発から第二次大戦の終結にいたる 30 年にほぼ重なることに気づく(図 1)。

第二の理由は、彼の幅広い業績である。主たるものはオーストリアの国家条約総覧(1526-1914 年)、近年に再刊された国際条約文書の教本、2 度にわたる HHStA の総目録である。また国際歴史学会議(CISH)が編纂したヨーロッパ外交史の重要な参考書、『ヴェストファーレン条約(1648 年)以降の各国外交代表総覧』における外交史部門の監修を引き受けた⁽⁹⁾。さらに前掲の開戦責任論争の文脈では、今日の研究においても不可欠なハ

⁽⁸⁾ Michael Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte : vom Spätmittelalter bis zum Ende des Papierzeitalters*, Wien 2013, S.181, 207.

⁽⁹⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.183.

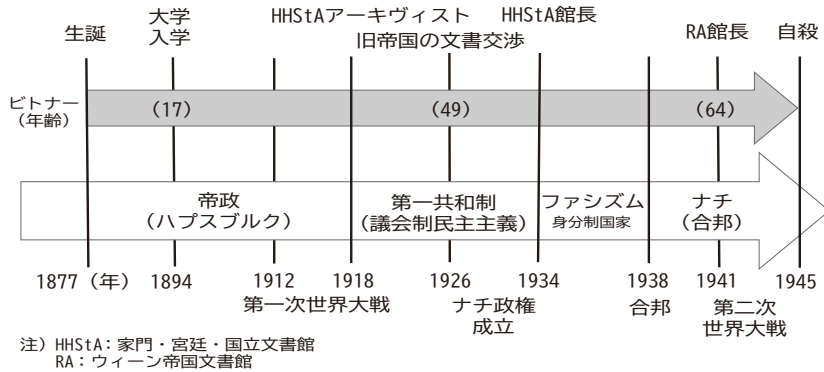


図1 ビトナーの生涯と複数の「オーストリア」(出典: 筆者作成)

プスブルク帝国の外交文書集を編んだ。ヨーロッパ各国の文書館総覧における「おそらく最も優れたアーキヴィスト⁽¹⁰⁾」とのビトナー評は、あながち過大評価ではなからう。同時に、アーキヴィストの役割のひとつが文書記録の評価と選択であることを想起すれば⁽¹¹⁾、ビトナーは関連する歴史研究に潜在的な影響を与え続けているともいえる。

第三の理由は、旧ハプスブルク帝国からナチ期までのオーストリアにおいて無視できない2つの思想への深い傾倒である。すなわちオーストリア、ポーランドにおける「風土病⁽¹²⁾」と称される反ユダヤ主義、ならびに過激なドイツ民族主義(ナチズム)である。もっとも、従来は以上の諸要素をふまえたうえでのビトナーの活動は精査されてこなかった。すなわち、近年のT・ユストによる論考を除くと立ち入った考察がなされていないように思われる⁽¹³⁾。前掲のホッヘドリンガーの仕事は、貴重な情報を数多く提供してくれるにもかかわらず、ビトナーの足跡を網羅的には検討していない。

かかる研究状況をふまえ、本稿では帝政末期から両大戦間期に至るオーストリアの情勢を念頭におきつつ、ビトナーの活動を詳らかにすることを目指す。議論の概要を説明しておくとして、まずビトナーの生涯とその業績を整理する。次いで、ビトナーの視座から両大戦間期オーストリアの文書館を展望する。それをふまえ、合邦から第二次世界大戦中のビトナーの動向を論じる。一連の検討を通じて、文書館という糸口から当該期オーストリアの政治と学問の関係の一端に光をあててみたい。

⁽¹⁰⁾ Arthur J. May, Marvin L. Brown Jr., "Austria", in Daniel H. Thomas, Lynn M. Case (eds.), *The New Guide to the Diplomatic Archives of Western Europe*, Philadelphia 1975, p.8.

⁽¹¹⁾ 国文学研究資料館史料館(編)『史料の整理と管理』岩波書店、1988年、29頁。

⁽¹²⁾ ジョージ・M・フレドリクソン(李孝徳訳)『人種主義の歴史』みすず書房、2018年、101頁。

⁽¹³⁾ Thomas Just, "Ludwig Bittner (1877-1945). Ein politischer Archivar", in Karel Hruza (Hg.), *Österreichische Historiker: Lebensläufe und Karrieren 1900-1945*, Wien 2008, S.283-305.

第1章 ルートヴィヒ・ビトナー：その人と業績をめぐって

第1節 ビトナーの生涯

まず本節では、ビトナーの生涯をたどっておこう⁽¹⁴⁾。1877年2月19日、ビトナーは、州裁判所顧問官の父ユリウス、母クサフェリーネのもとに生まれた。父親と同じく司法の

表1 ビトナーの生涯

年	できごと
1877	生誕
1894	ウィーン大学法学部
1895	ウィーン大学哲学部（歴史）
1897	オーストリア歴史研究所の正規会員
1898	博士号取得
1900	オーストリア国立文書館の任用候補者となる
1904	マリア・キンドリンガーと結婚（後に2人の娘をもうける）
1910	ウィーン大学員外教授
1912	家門・宮廷・国立文書館（HHStA）のアーキヴィストに任命
1918	ドイツ系オーストリアの文書交渉全権（O・レートリヒ）の代理
1919	HHStA 館長代理
1922	旧帝国の継承国家との交渉にあたる専門部局長（外務省）
1926	HHStA 館長
1928	文書館、文書保護に関する専門家委員会の委員長／ウィーン大学正教授
1929	オーストリア文書館専門家委員会 Archivbeirat の構成員
1931	オーストリア文書館庁 Archivamt 長官
1933	オーストリア・ナチ党に入党
1937	ベルリン大学より名誉博士号を授与
1941	ウィーン帝国文書館（RA）館長
1945	妻とともに自殺

⁽¹⁴⁾ ビトナーの経歴は、前掲のユスト Just 論文、後述の HHStA の総目録に掲載された経歴紹介（Franz Huter, “Biographien der Archivbeamten seit 1749”, in Ludwig Bittner et.al (Hg.), *Gesamtinventar des Wiener Haus-, Hof- und Staatsarchivs*, Bd.1, Wien 1936, S.14-20.）に加え、以下の追悼文や辞典の項目も参照した。Leo Santifaller, “Ludwig Bittner”, *Almanach der Akademie der Wissenschaften in Wien*, Bd.95, 1947, S.183-192; Heinrich Srbik, “Nekrolog Oswald Redlich, Ludwig Bittner und Lothar Gross”, *Historische Zeitschrift*, Bd.169, 1949, S.448-451; Taras von Borodajkewycz, “Bittner, Ludwig”, *Neue Deutsche Biographie*, Bd.1-2, Berlin 1955, S.281.

道に進んだ兄ユリウスは、作曲家としても知られている。ビトナーはウィーン大学法学部に入り（1894年）、翌年には哲学部に転属し、歴史学を主専攻とした。その後、オーストリア歴史研究所の正規会員となるとともに（1897-99年）、ウィーン大学に中世ザルツブルクの税制を論じた教授資格論文を提出した（1904年）⁽¹⁵⁾。また彼はグラーツ大学（1908年）、新設のザルツブルク大学（1910年）の採用候補に挙がったものの、大学教員のポストを得るには至らなかったのである。

ビトナーは、オーストリア国立文書館 Österreichisches Staatsarchiv における無給の任用候補者（1900年）として、アーキヴィストの道を歩みはじめた。その後、文書館の修習生 Archivkonzipist（1904年）を経て、HHStA のアーキヴィストに任命された（1912年）。この理由としては、ウィーン中心部に位置するミノリーテンプラッツへの HHStA の移転作業とともに、HHStA の館長 G・ヴィンターとその後継者 Á・カーロイが高く評価した彼の優秀な作業能力があったという。具体的にいえば、HHStA の所蔵文書に関する目録の整備が追いついていないなか、ビトナーは、かかる困難な課題を比較的短期間になしとげたのである（1916年）⁽¹⁶⁾。第一次世界大戦が始まると、彼は来るべき講和交渉の準備のため、1792年から1913年までの全講和条約を網羅的に収集し、その抄録を編んだ⁽¹⁷⁾。一連の成果はビトナーを、前述した大戦後の文書交渉における事実上のオーストリア代表に押しあげたと推測させる⁽¹⁸⁾。また1920年代半ばからは、国際歴史学会議における外交史・文書館委員会、ドイツ文書館会議などへの参加も目立つことをあげておく。

ここでビトナーと不可分の反ユダヤ主義とドイツ民族主義について補っておきたい。ビトナーは旧帝政期のバデーニ言語令（1897年）⁽¹⁹⁾をめぐる騒動の時点で、この2つに関わる G・シェーネラーに賛同していた⁽²⁰⁾。シェーネラーが唱える反ユダヤ主義運動の影響力

⁽¹⁵⁾ Ludwig Bittner, *Die Geschichte der direkten Staatssteuern im Erzstifte Salzburg bis zur Aufhebung der Landschaft unter Wolf Dietrich*, Wien 1903.

⁽¹⁶⁾ 索引作成に関しては、国際文書館会議 Archivkongress（1910年）が「重要な触媒」となった。すなわち、同会議の最終決議において「出所原則にもとづく文書館索引の刊行」が強く求められたからである。Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.384.

⁽¹⁷⁾ *Corpus Pacificationum: Systematische Zusammenstellung der Texte der Friedensverträge, 1792-1913*, Berlin 1924. 本書は、オスマンを含むヨーロッパ各国間で結ばれた講和条約の抜粋である。アメリカに関する条約も所収された。1914年末には完成し、1917年にドイツ政府の支援を得て200部複製されたという。Michael Hochedlinger, “Lothar Groß (1887-1944): zur Geschichte des österreichischen Archivwesens in der ersten Hälfte des 20. Jahrhunderts”, *Archivalische Zeitschrift*, Bd.89, 2007, S.59-60.

⁽¹⁸⁾ 名目上の全権代表は O・レートリヒだったが、交渉を担ったのはビトナーだった。Rudolf Neck, “Oswald Redlich und das österreichische Archivwesen”, *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 28, 1975, S.385.

⁽¹⁹⁾ 当時のオーストリア首相 K・バデーニが、ボヘミアとモラヴィア地方の行政機関におけるドイツ語とチェコ語の平等を命じ、1901年までに当該地域のすべての官吏に両言語の習得を義務づけた法令のこと。これにドイツ人が強く反発し、バデーニ内閣は崩壊した。

⁽²⁰⁾ Gernot Heiß, “Von Österreichs deutscher Vergangenheit und Aufgabe. Die Wiener Schule der Geschichtswissenschaft und der Nationalsozialismus”, in Gernot Heiß et al. (Hg.), *Willfähige Wissenschaft: die Univer-*

は社会全体では決して大きくなかったが、大学の学生組織では無視しえない力を有していた⁽²¹⁾。ここでは、シェーネラーの「完全に人種主義的に根拠づけられた反ユダヤ主義⁽²²⁾」にも留意すべきだろう。さらに、ユダヤ系難民の大量流入にともなう、第一次大戦後のウィーンにおける反ユダヤ主義の高まりも見逃せない。野村真理の巧みな表現を借りるならば、反ユダヤ主義は「戦間期オーストリアの公認イデオロギー」であり「ウィーンの精神的風景⁽²³⁾」だった。

ビトナーは、シェーネラーが唱道したドイツ民族主義にも心酔し、帝政期にはドイツクラブ *Deutscher Klub* をはじめとする、ドイツ系の民族主義団体に加入していた⁽²⁴⁾。またハプスブルク帝国の崩壊後には、シェーネラーの流れを汲むドイツ民族主義系の政党であり、オーストリアとドイツの合併を党是とする大ドイツ国民党 *Großdeutsche Volkspartei*⁽²⁵⁾ を支持した。1933年、ビトナーは大ドイツ国民党との政策協定の締結を通じてオーストリア・ナチ党に加わり、ドイツ本国のナチ党への入党が許可されたのは1938年のことである（党員番号：6226972）。後にウィーン帝国文書館（RA）館長に任命された際のナチ党の政治審査において、彼が「良好」と判定されたことも付記しておく⁽²⁶⁾。

また上で説明したビトナーの思想が、当時のオーストリアの歴史学界で一般的だった点にも注意を向けるべきである。G・ハイスは、ウィーン大学の歴史家たちが総じてオーストリア共和政に消極的な態度をとるとともに、ナチ・ドイツに好意を抱いていたと説明する⁽²⁷⁾。合邦後にウィーン大学の歴史教員のなかで人種、政治的理由で解雇された者が少数だった事実は、彼らがすでにナチズムとの親和性をそなえていたためとみて大過ない。ドイツ民族主義と反ユダヤ主義に染まったウィーン大学の教授たちは、合邦後には「理念上

sität Wien 1938-1945, Wien 1989, S.41. シェーネラーは初期に「国民社会主義」を名乗った一人であり、その思想の中核に急進的ドイツ・ナショナリズムと人種的ユダヤ主義が存在した。イアン・カーショウ（川喜田敦子、福永美和子訳）『ヒトラー 1889-1936 傲慢』上巻、白水社、2016年、61頁。また、シェーネラーは「オーストリアの生んだ最も強力でも首尾一貫した反ユダヤ主義者」とも指摘される。カール・E・ショースキー（安井琢磨訳）『世紀末ウィーン：政治と文化』岩波書店、1983年、166頁。

⁽²¹⁾ ベラー・ステイーヴン（桑名映子訳）『世紀末ウィーンのユダヤ人：1867-1938』刀水書房、2007年、222頁。

⁽²²⁾ カール・D・ブラッハー（山口定、高橋進訳）『ドイツの独裁：ナチズムの生成・構造・帰結』第1巻、岩波書店、1975年、70-71頁。

⁽²³⁾ 野村真理『ウィーンの人種主義：19世紀末からホロコースト前夜まで』御茶の水書房、1999年、339頁。反ユダヤ主義については以下も参照。平野千果子『人種主義の歴史（岩波新書）』岩波書店、2022年、171-175頁。

⁽²⁴⁾ Just, "Bittner", S.296.

⁽²⁵⁾ 1920年8月に結党された。その支持層の中心を官僚や教師が占めたため、「中等学校教師党」や「教授党」とも呼ばれたという。細井保『オーストリア政治危機の構造：第一共和国国民議会の経験と理論』法政大学出版局、2001年、85頁。

⁽²⁶⁾ Just, "Bittner", S.295-298.

⁽²⁷⁾ Heiß, "Die Wiener Schule der Geschichtswissenschaft", S.39.

の同化、少なくとも日和見主義的な共存」へと傾き、この最たる例がH・ズルピク⁽²⁸⁾やW・バウアー、O・ブルンナー⁽²⁹⁾に代表される歴史家たちだったことは覚えておかねばならないだろう⁽³⁰⁾。

第2節 ビトナーの研究業績

次にビトナーの多岐にわたる仕事を概観しておきたい。前述のとおり、彼はオーストリアの歴代条約の集成、大戦の和平交渉のための講和条約の摘記に加え、戦後には国際条約の専門家として条約の記録に関する教本⁽³¹⁾を著した。これによりビトナーは、国際条約の文書学、近世・近代史の補助科学の分野において主導的な立場を固めたという⁽³²⁾。以上に加え、ハプスブルク帝国の二重制（アウスグライヒ体制）のもとでオーストリアとハンガリー間で締結された条約の性格⁽³³⁾、とくにアーキヴィスト、文書館に関しては、三月前期のオーストリアにおけるアーキヴィスト養成⁽³⁴⁾、オーストリア民法典と文化財保護法などの関連法からみた国家文書の意義⁽³⁵⁾、外交関係に関しては世紀転換期における独英関係を検討⁽³⁶⁾した論考などを発表した。

他方、彼の仕事で見逃せないのは、1920年代半ば以降に本格化する開戦責任論争に関する著作である。敗戦国ドイツは自国に科せられた戦争責任への反駁を試みるなか、その

⁽²⁸⁾ オーストリアの歴史家（1878-1951年）。グラーツ、ウィーン両大学の教授、ショーバー内閣の文科相（1929-30年）、ウィーン学術アカデミー総裁（1938-45年）を歴任した。Fritz Fellner, Doris A. Corradini, *Österreichische Geschichtswissenschaft im 20. Jahrhundert: ein biographisch-bibliographisches Lexikon*, Wien 2006, S.385-386.

⁽²⁹⁾ 以下を参照。ハンス＝ヘニング・コーテューム（三佐川亮宏訳）「オットー・ブルンナーとナチズム：時代を巧みにくぐり抜けて来ました」（上・中・下）『思想』1136号、2018年、110-131頁／同1138号、2019年、68-87頁／同1142号、2019年、127-143頁。

⁽³⁰⁾ John Boyer, *Austria 1867-1955*, Oxford 2022, p.851.

⁽³¹⁾ Ludwig Bittner, *Die Lehre von den völkerrechtlichen Vertragsurkunden*, Stuttgart 1924.

⁽³²⁾ Santifaller, "Bittner", S.187.

⁽³³⁾ ビトナーは、オーストリアとハンガリー間の条約を君主と外務大臣が共通である点で若干特殊な性格を帯びるが、基本的には国家間条約と同様とみなした。Ludwig Bittner, "Die Beurkundung der Staatsverträge zwischen Österreich und Ungarn seit 1867", *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung*, Bd.11, 1928, S.800-806（引用は806）。

⁽³⁴⁾ HHStA 館長を務めた、I・ラインハルトによるアーキヴィスト養成計画を検証したものである。ビトナーは、ラインハルトの試みを「学術機関としての国立文書館の改造」と喝破した。なおラインハルトの試みの背景には、本来不可欠なラテン語、フランス語、イタリア語などの言語、歴史、法学の知識を十分に習得できていないアーキヴィストの存在があったという。Ludwig Bittner, "Ein vormärzlicher Plan zur Errichtung einer Archivschule", *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung*, Bd.41, 1926, S.273-278（引用は274）。

⁽³⁵⁾ ハプスブルクの文書関連法を概観しつつ、オーストリア民法典と文化財保護法などの関連法が国家文書を「譲渡できず、時効が適用されない国有財産と扱う」と指摘した。Ludwig Bittner, "Das Eigentum des Staates an seinen Archivalien nach dem österreichischen Allgemeinen Bürgerlichen Gesetzbuch", in Anton Largiadèr (Hg.), *Festschrift Hans Nabholz*, Zürich 1934, S.299-328（引用は328）。

⁽³⁶⁾ ファシヨダ事件に際してのドイツ皇帝ヴィルヘルム2世の外交構想を検討し、非公式にイギリスとの協力を模索していたことを論じた。Ludwig Bittner, "Neue Beiträge zur Haltung Kaiser Wilhelms II. in der Faschodafrage", *Historische Zeitschrift*, Bd.160, 1942, S.540-550.

活動の中核を担った外務省第二課の部局「責任局」のもとで2つの機関を設立した。そのひとつは、開戦原因を「科学的に」検証するための「戦争原因究明本部」であり、雑誌『戦争責任（ベルリン月報）』の刊行で知られている。もうひとつは、国内外に向けて戦争責任に反論するプロパガンダ活動に従事した「ドイツ団体委員会」である⁽³⁷⁾。ここでは、ビトナーが『戦争責任』に複数の論文を寄稿したのみならず、「ドイツ団体委員会」に近かった点を記しておく⁽³⁸⁾。

ハプスブルクをめぐる開戦責任論争では、サライエヴォ事件（1914年6月28日）へのセルビア関与がひとつの焦点をなしていた。つまり1914年7月（七月危機）の時点において、ハプスブルク側が——暗殺犯の一味に拳銃や現金を供与し、かつ彼らの不法越境を幫助した——セルビアの秘密組織「黒手組」の関与を把握できなかったことは、開戦の大義名分を失わせるとともに、戦後にオーストリアが戦争責任を問われる一因となった⁽³⁹⁾。これに関してビトナーは、当時のセルビアの攻撃性（「大セルビア主義」）に対し、ハプスブルクがもっぱら防御に徹し、独立の保持に努めたにもかかわらず、ロシアがセルビアを支援したことを指弾した。具体的には「〔ロシア皇帝〕ニコライ2世、ロシア外相〔サザーノフ〕、ベオグラード駐在ロシア公使、その他多くのロシアの政治家たちが明確にハプスブルクへの攻撃を奨励し、武器や現金を与え、決定的な時期には戦争への支援を約束したことを知っている」と記した⁽⁴⁰⁾。

なおビトナーは、「黒手組」に焦点を絞った論文も執筆した。具体的には、旧帝国の共通外務省内に設けられた出版物集成局 Pressarchiv に収集された「黒手組」関連記事の吟味である。ここで彼は、ハプスブルク側が「黒手組」の存在を察知していたにもかかわらず、その情報を開戦時に活かせなかったことを念頭におき、次のように書きつけている。「オーストリア・ハンガリー政府がセルビア政府に対する自らの行動を正当化する際、1903年の国王暗殺を実行した団体〔黒手組を指す〕に関する資料を援用できていれば、ロシア皇帝やイギリス政府がセルビア政府の支援を決断できたかどうかはきわめて疑わしい⁽⁴¹⁾」

⁽³⁷⁾ この点は次の論考に詳しい。石田勇治「ヴァイマル初期の戦争責任問題—ドイツ外務省の対応を中心に—」『国際政治』第96号（「1920年代欧州の国際関係」）、1991年、51-68頁。本稿で用いた関連する訳語は同論考より採用した。

⁽³⁸⁾ Just, "Bittner", S.298-299.

⁽³⁹⁾ 以下の拙稿を参照。村上亮「オーストリア＝ハンガリー二重君主国による「最後通牒」（1914年7月23日）再考—E. ヴィースナーの『覚書』にみる開戦決断の背景—」『境界研究』第7号、2017年、1-24頁。

⁽⁴⁰⁾ Ludwig Bittner, "Die Verantwortlichkeit Österreich-Ungarns für den Ausbruch des Weltkrieges", in Josef Nadler, Heinrich Ritter von Srbik (Hg.), *Österreich: Erbe und Sendung im deutschen Raum*, Salzburg 1936, S.185-206（引用は200）。

⁽⁴¹⁾ Ludwig Bittner, "„Die schwarze Hand“. Material aus dem Wiener Pressearchiv", *Berliner Monatshefte*, Jg.10, 1932, S.55-64（引用は64）。

と。さらにビトナーは、チェコ人政治家の国家転覆活動を取りあげ、チェコスロヴァキアの初代大統領 T・マサリク、同初代首相 K・クラマーシュの相違に留意しつつ、両者がハプスブルク帝国の破壊、あるいはその弱体化を目指す点では通底していたと論じた⁽⁴²⁾。

第2章 両大戦間期オーストリアの文書館

第1節 ビトナーと「出所原則」

ビトナーの主たる活動舞台となった文書館に話題を進めるまえに、彼のみる文書館の役割をおさえておきたい。「国家の文書館群は、おそらく最も完全、そしてまとまった国家活動の生き写したる国家理念を体現するものである。かかる国家理念が生き生きとした力をもつほど、文書館の評価もまた国家権力と国民により高められる。この評価は当然、〔国の〕要路者が学術的な文化財の保護に対する姿勢、つまり精神的な考え方により決まるものである⁽⁴³⁾」と。戦前よりアーキヴィストとしてハプスブルクにおける国家文書の整備に尽力してきた彼にとって、旧帝国の継承国家による文書の要求が、きわめて大きな危機を意味したことは想像に難くない。

ここでハプスブルクにおける文書館の歴史を一瞥しておこう。当初ハプスブルク家は分割相続を採用したため、家門文書館 Hausarchiv が複数存在した。フェルディナント 1 世の死（1564 年）後、世襲領の分割により家門文書館はウィーン、グラーツ、インスブルックに解体された。中枢となる家門文書館の設置構想は 18 世紀前半に登場したものの、それを実現したのはマリア・テレジア（在位：1740-1780 年）である。すなわち 1749 年に「枢密家門文書館 Geheimes Hausarchiv」を開設し、ボヘミア宮廷官房 Hofkanzlei の書記官、アーキヴィストのテオドーア・A・T・ローゼンタールがこの長を務めた⁽⁴⁴⁾。その後、家門文書館と国務官房 Staatskanzlei、その他の文書館の結合を通じて、事実上の国立文書館を作りあげたのは J・ホルマイアー（在職：1808-13 年）である⁽⁴⁵⁾。もともと、各文書館にまたが

⁽⁴²⁾ Ludwig Bittner, “Zur Geschichte der tschechischen Umsturzbeziehung in den Jahren 1914 und 1915”, *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung*, Bd.52, 1938, S.417-422. マサリクは独立国家の創出を目指したのに対し、クラマーシュはスラヴ帝国を企図していた。後者について林は、ポーランド、ボヘミア、ブルガリア、セルビア、モンテネグロの各国がロシアと連邦を構成すること、ポーランドとボヘミアはロシア皇帝を君主とすることなどをあげる。林忠行『チェコスロヴァキア軍団：ある義勇軍をめぐる世界史』岩波書店，2021 年，54-55 頁。

⁽⁴³⁾ Ludwig Bittner, “Das Wiener Haus-, Hof- und Staatsarchiv in der Nachkriegszeit”, *Archivalische Zeitschrift*, Bd.35,1925, S.141.

⁽⁴⁴⁾ この時点での文書館政策 Archivpolitik はボヘミア、オーストリアというハプスブルク国家の中核のみであり、ネーデルラント、イタリア、ハンガリーは含まれなかった。Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.54.

⁽⁴⁵⁾ 「家門・宮廷・国立文書館」の名称は、彼が館長の時代の産物である。

る監督機関はハプスブルク期を通じて存在しなかった。1867年のアウスグライヒ以降、西半部（オーストリア）では、各共通省庁（外務、国防、財務）の文書館が作られるのと並行して1890年代には省庁ごとに文書館（内務、財務、文科、司法、鉄道）が開設された⁽⁴⁶⁾。

文書交渉の検証に不可欠な公文書整理における2つの原則、「出所原則」と「原秩序（原配列）尊重の原則」についても約説しておく。「出所原則」とは、同じ出所の記録を他の出所の記録と混合させないこと、「原秩序尊重の原則」とは、秩序立って整理されている文書を維持しなければならないことを指す⁽⁴⁷⁾。ビトナーは、第一次大戦後の文書交渉においてこの「出所原則」を強く支持した。彼が重視したのは、「個々の文書の起源」ではなく「文書館全体」だったからである⁽⁴⁸⁾。ビトナーが信奉する「出所原則」は、彼の上司にあたるO・レートリヒ、ならびに彼の後進のアーキヴィストがこの「新たな生物学的教理」に熱狂していたように、20世紀初頭にはオーストリアを含めた文書館界で広まっていた⁽⁴⁹⁾。

前出のとおり、戦後処理における文書の処遇問題は、パリ講和会議において初めて中心的な案件となった。すなわち「国家の運営において、歴史的な文書館の所有をめぐる問題が初めてきわめて大きな重要性を帯びて生じた⁽⁵⁰⁾」のである。一連の交渉において、上述の「出所原則」は「厳しい試練のひとつ」にさらされた⁽⁵¹⁾。それは、「出所原則」の対置概念としての「関連原則」の提唱である。文書交渉と絡めて2つの考え方を整理するならば、ビトナーが支持する「出所原則」は内容にかかわらず、当該文書の作成地たるウィーンにとどめることを目指すものである。それに対し「関連原則」は、当該文書の起原、すなわち作成場所を考慮せずに継承国家に関わる文書を各国に分配することを狙うものだった。旧帝国の文書の確保を目指すビトナーにとって、この「関連原則」が脅威だったことは間

⁽⁴⁶⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.50-59, 71-77, 108-117; Petr Elbel, Jiřina Štouračová, "Österreichische Archive vom Mittelalter bis zur Gegenwart. Ein Überblick", in Petr Elbel (Hg.), *Österreichische Archive: Geschichte und Gegenwart*, Brno 2019, S.26-33. ここでは、本稿の検討範囲がハンガリーの文書館を含んでいない点を断っておきたい。

⁽⁴⁷⁾ この「出所原則」は、フランスに起源をもつ考え方である。すなわち、フランス内相の公文書整理に関する回章（1841年）によれば「記録はフォン Fods にグループ化されるべきである。すなわち、行政庁であれ企業体であれ一族であれ、ある特定の組織に起源をもつ記録はすべて一緒にグループ化され、その組織のフォンとみなされるべき」とある。大藤修、安藤正人『史料保存と文書館学』吉川弘文館、1986年、126頁。

⁽⁴⁸⁾ Ludwig Bittner, "Die zwischenstaatlichen Verhandlungen", S.65.

⁽⁴⁹⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.381.

⁽⁵⁰⁾ Michael Silagi, "Die internationalen Regelungen zum Archivgut der Habsburgermonarchie nach 1918: zum Schicksal von Archiven beim Staatsverfall", *Südost-Forschungen*, Bd.55, 1996, S.317.

⁽⁵¹⁾ Hubert Gasser, "Das Provenienzprinzip bei den Verhandlungen über Archive zwischen Österreich und Italien nach dem Ersten Weltkrieg", *Archivalische Zeitschrift*, Bd.88-1, 2006, S.199.

違うない。

ヴェルサイユ条約と同様、サン・ジェルマン条約もオーストリアに「強制」されたため、ピトナーは苦闘を余儀なくされた。ここでは馬場優の論考⁽⁵²⁾に依拠しつつ、ピトナーの主張をまとめておきたい。ピトナーは一連の過程を次のように記している。「講和条約草案における文書館に関わる諸項目の抜本的な改変は、直接交渉の道が閉ざされているために達成できないように思われた。そのため、ドイツ・オーストリア政府は特に講和条約の危険な影響に立ち向かうことを目指し、そのなかで〔条約草案の〕第 189 条の第 1 段落に認められる、明らかに他のあらゆる条項と異なる内容に着目した。というのは、「文書、登記簿、図面、権原、そして行政に関する文書」〔との文面〕は同条文のその他の項目や他の条文と乖離しており、講和条約全体の法的枠組みを考慮していないとみなされたからである。とりわけ、ここでの「関連する (concernant)」という用語は、外見上、関連原則の解釈に確実な基盤を提供するように思われた。これに従えば、オーストリアは割譲地域の行政に関する文書をその出所を考慮せずに割譲する義務を負うものだった⁽⁵³⁾」と。その後の交渉をへて「concernant」は削除されたものの、「由来する／出所とする (provenant)」は採用されなかった。さらにいえば、サン・ジェルマン条約第 193 条の条文「オーストリアは、割譲した諸地域の歴史に直接関係する、直近 10 年間に当該地方から搬出されたすべての記録、文書、歴史的な覚書、かつ同国公共施設の占有に関わるものを同盟国、連合国の各政府に還付すべきである。イタリアについては、王国宣言がなされた 1861 年に遡及すべきである [...]」が、出所原則ではなく関連原則に近い点にも留意したい。

サン・ジェルマン条約締結後、オーストリアはチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアなどと個別に文書協定を結んだ。その際、各々の文書協定の条文においては「出所原則」が認められたものの、実際には「関連原則」が適用される事例、あるいは、協定そのものが遵守されない事例があった。たとえば、オーストリア＝チェコスロヴァキア間のプラハ協定（1920 年 5 月）は、経済的困難に苦しむオーストリアに対するチェコスロヴァキアの圧力のもとで締結された。すなわち、同協定は「サン・ジェルマン条約の諸規定と明らかな齟齬をきたし、出所原則を完全に無視したなかで在ウィーンの文書の大部分に関するチェコスロヴァキアの要求を認めたもの」だった⁽⁵⁴⁾。さらにいえば、同協定が形の上では

⁽⁵²⁾ 一連の経緯については以下の馬場論考から学ぶところが多かった。馬場優「帝国遺産の相続：文書・文化財の移管をめぐる国家間交渉」大津留（編）『「民族自決」という幻影』251-271（この箇所については、とくに 252-258）頁。

⁽⁵³⁾ Bittner, “Die zwischenstaatlichen Verhandlungen”, S.75.

⁽⁵⁴⁾ Matthias Franz Lill, *Die Tschechoslowakei in der österreichischen Außenpolitik 1918-1938: politische und wirtschaftliche Beziehungen*, München 2006, S.97.

オーストリアに不利となる「先例」にはならなかったものの、同様の協定を結ぶ際に「深刻な負荷」となったことも見逃せない⁽⁵⁵⁾。

いまひとつの明白な侵害の例は、ユーゴスラヴィアと締結した条約（1923年6月）である。ここでの主たる争点は、ハプスブルク帝国が1878年以降施政下におき、第一次大戦後にユーゴスラヴィア領となったボスニア・ヘルツェゴヴィナの行政文書である。この地はウィーンにあった旧帝国の共通財務省が統治したため、「出所原則」に基づけば、オーストリアが保持すべき文書だった。ところが、事実上の管理下においていたユーゴスラヴィアはオーストリアに無断で同文書をベオグラードに移送したのである（1925年）。さらにユーゴスラヴィアは、本協定の最終議定書に書かれたオーストリアへの文書返還も履行しなかった。かかるユーゴスラヴィアの行動は「大戦間期の取り決めに決定的なかたちで侵害⁽⁵⁶⁾」したとみて差し支えない。

一連の交渉で矢面に立ったビトナーは、かかる協定違反のみならず、文書協定をめぐるオーストリア政府の「弱腰」にも不満を抱いたと推測できる。すなわち旧帝国の継承国家は、サン・ジェルマン条約において規定されていないにもかかわらず、公的な目的であればウィーンの各種文書をほぼ自由に利用できたからである。さらにビトナーは、継承国家の派遣する文書館派遣職の容認、ならびにそれへの多くの権利付与が、オーストリア政府の「暗黙の了解」のもとにおこなわれたとみなした⁽⁵⁷⁾。実際、オーストリアが一連の文化財の返還を含む文書協定において総じて弱い立場におかれ、隣人たちの「善意に頼る」事態を招いたのである⁽⁵⁸⁾。

第2節 ハプスブルク帝国の外交文書集の編纂

本節では、ビトナーが主導した大きなプロジェクトのひとつ、ハプスブルク帝国の外交文書集について検討しておこう。この前提にあるのは当該期のドイツで編纂された外交文書集、いわゆる『グローセ・ポリティーク Die Große Politik der europäischen Kabinette 1871-1914』である。前述のようにドイツは、敗戦国だけに科された単独責任論に対して「戦

⁽⁵⁵⁾ Rudolf Neck, “Kulturelle Bestimmungen des Staatsvertrages von Saint-Germain 1919”, in Wissenschaftliche Kommission zur Erforschung der Geschichte der Republik Österreich (Hg.), *Saint-Germain 1919: Protokoll des Symposiums am 29. und 30. Mai 1979 in Wien*, München 1989, S.355. プラハ協定については前掲の馬場論文に詳しい。馬場「帝国遺産の相続」259-266頁。

⁽⁵⁶⁾ Gerhard Rill, Elisabeth Springer, Christiane Thomas, “Österreichisch-jugoslawische Archivverhandlungen 1923-1982. Eine Zwischenbilanz”, *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs*, Bd.35, 1982, S.326.

⁽⁵⁷⁾ Bittner, “Die zwischenstaatlichen Verhandlungen”, S.91.

⁽⁵⁸⁾ Tomás Irish, “The Paris Peace Conference and Cultural Reparations after the First World War”, *The English Historical Review*, vol.137-589, 2022, p.1719.

争責任の嘘」と反論し、第一次大戦を「防衛戦争」と強調するべく本集を刊行した。これに関しては「戦争責任をめぐる非難からドイツを解放するための最も大規模な出版物⁽⁵⁹⁾」との指摘があるとおおり、さまざまな欠陥をもつものの、結果としてはドイツ国外の研究者にも単独責任論への異論、すなわちアメリカのS・フェイに代表される「修正派」を出現させた⁽⁶⁰⁾。

オーストリアの外交文書編纂についていえば、終戦直後に刊行された外交文書集は「七月危機」に限定されたため、『グローセ・ポリティーク』に比べれば小規模だったことは否めない⁽⁶¹⁾。1920年代半ばにあらためて編纂が企図された背景には、「修正派」の出現にもかかわらずオーストリアの責任が軽減されなかった不都合な事態に加え、前節で論及した継承諸国との文書協定があった。つまり継承諸国は、ウィーンの文書館史料を用いた研究成果を1930年末まで公刊できないため、オーストリアは自国の正当性を主張するには、その先手を打たねばならなかった。ビトナーとともに外交文書集の編纂に従事したH・ユーバースベルガー⁽⁶²⁾は、刊行の背景を前出の「ドイツ団体委員会」の講演（1929年12月9日）において次のように語る。

「オーストリアの外交文書集の2人の編纂者〔ビトナーとユーバースベルガー〕が深い解放感をもって文書集の完成と刊行を迎えたとしても、それは総力の結集を求められた編纂作業からの解放ではなく、むしろ成果そのものに関する懸念から解放されたものである。〔同外交文書集の〕起源は、サン・ジェルマン条約とそれに起因するオーストリアの文書館が見舞われた危機への憂慮だった。この危機は、ビトナー教授の決然たる態度と外交交渉における巧みさによって回避されたものの、新生オーストリア国家が自国の文書館群の完全な主人ではない状況を残した。〔…〕継承国家の文書館全権は保管庫にいつでも立ち入ることができ、文書を借り出し、借用できた。この際には、文書を国立文書館内の執務室のみな

⁽⁵⁹⁾ Werner Röhr, *Hundert Jahre deutsche Kriegsschulddebatte: vom Weißbuch 1914 zum heutigen Geschichtsrevisionismus*, Hamburg 2015, S.36.

⁽⁶⁰⁾ Annika Mombauer, *The Origins of the First World War: Controversies and Consensus*, London 2002, p.83.

⁽⁶¹⁾ Staatsamt für Ausseres in Wien (Hg.), *Die österreichisch-ungarischen Dokumente zum Kriegsausbruch*, Wien 1923.

⁽⁶²⁾ オーストリア、ドイツで活動したロシア史研究者（1877-1962年）。ウィーン大学東欧史研究所を創設（1907年）。ウィーン大学東欧史研究所教授（1915-34年）、ウィーン大学哲学部学部長（1924-25年）、同学長（1930-31年）を経て、1935年からはベルリン大学で教鞭をとった。ナチズムを支持したことでも知られる。第二次大戦後に失職した。Fellner, Corradini, *Österreichische Geschichtswissenschaft*, S.421; Arnold Suppan, Marija Wakounig, “Hans Uebersberger (1877-1962)”, in Arnold Suppan et al. (Hg.), *Osteuropäische Geschichte in Wien: 100 Jahre Forschung und Lehre an der Universität*, Innsbruck 2007, S.91-165.

らず、〔館外への持ち出し、〕たとえばプラハに送ることさえできたのである。今やこのような最大限の利用の容認から生じる事態は常に関連文書を利用できなくなる可能性を生むため、われわれの成果を危機にさらした。かかる憂慮すべき理由から、われわれは必要な時に文書を入手できない事例が生じかねないため作業の完成を急がねばならなかった。この困難は、幸運にも迅速な作業と国立文書館のアーキヴィストによる模範的な支援により回避された。それらすべてにもかかわらず、われわれはこの完成を真の驚異と言わねばなるまい。一連の困難と密接に結びついていたのは、外交文書集刊行を厳に秘匿する必要であり、実際——これが2つ目の驚異だが——刊行の日まで隠し通せたのだ⁽⁶³⁾」。

ハプスブルク帝国の外交文書集⁽⁶⁴⁾の構成と特徴をまとめておくと、(1) 全9巻から構成され、所収文書はおおよそ11,200点に及ぶ。おおよその構成をいえば、バルカン戦争勃発までが約4,000点、それ以後が約7,200点である。(2) 文書の選択については、列強間の外交政策関連を優先し、とりわけハプスブルク関係の文書を採用した。その結果として東方問題、つまりバルカン政策に関わる文書が大半を占めた。(3) 明らかな文書の改竄や恣意的な選択はなされなかった。その理由は、継承国家の人員が文書協定に基づいて自由に調査、借用、複製が可能だったためである。全9巻の本外交文書集は、全40巻からなる前掲の『グローセ・ポリティーク』の所収史料よりも4,000点ほどしか少なくなかったことは、その特徴としてあげておくべきだろう⁽⁶⁵⁾。

外交文書に詳しいM・トスカーノは、この外交文書集を「総覧」としてはいささか物足りないが、「モノグラフィ的な作品」を上回る成果と評した⁽⁶⁶⁾。なおビトナー自身は、本外交文書集を「かつての敵国の専門家の判断に依拠した、オーストリア・ハンガリーとその同盟国の政策に関する多くの根深い誤解を取り除いた⁽⁶⁷⁾」と記している。当然のことながら、文書の選択に際して何らかの配慮がなされた点は排除できない。しかし管見のかぎり、文書の改竄や捏造がなされていない点を銘記しておきたい。

⁽⁶³⁾ Hans Uebersberger, "Die österreichische Aktenpublikation zur Vorgeschichte des Weltkrieges", *Der Weg zur Freiheit*, Jg.9-24, 1929, S.401.

⁽⁶⁴⁾ Ludwig Bittner, Hans Uebersberger (Hg.), *Österreich-Ungarns Aussenpolitik: von der bosnischen Krise 1908 bis zum Kriegsausbruch 1914: diplomatische Aktenstücke des Österreichisch-Ungarischen Ministeriums des Äusseren*, Bde.1-9, Wien 1930.

⁽⁶⁵⁾ O. H. Wedel, "Austro-Hungarian Diplomatic Documents, 1908-1914", *Journal of Modern History*, vol.3-1, 1931, pp.84-85.

⁽⁶⁶⁾ Mario Toscano, *The History of Treaties and International Politics*, Baltimore 1966, p.153.

⁽⁶⁷⁾ Bittner, "Die Verantwortlichkeit Österreich-Ungarns für den Ausbruch des Weltkrieges", S.206.

第3章 合邦から破局への道

第1節 両大戦間期オーストリアにおける文書館の苦境

両大戦間期オーストリアの文書館、なかんずく HHStA はいかなる状況におかれていたのだろうか。これについてビトナーは「〔第一次大戦後の〕6年間は、この機関〔HHStA〕の176年に及ぶ歴史の中で最も仕事量が多く、最も落ち着かない期間だった。この間に HHStA は、戦前では決して見られなかったほどの大規模かつ困難な諸々の課題を達成しなければならなかった」と書きつけている⁽⁶⁸⁾。オーストリアは前述の文書交渉を通じて一部の文書を継承国家に譲渡せざるをえなかったが、喪失分を上回る文書を受け入れた。その数は、約25,000束 Faszikel, 7,000巻 Bände に及んだのである。それにとまなう収納空間の不足に加え、財政難にとまなうアーキヴィストの削減——21人から9人——やその俸給が低さなどの問題が山積していた。アーキヴィストの不足が「文書館にとって、焦眉の危機をなすことは間違いない」との一節は、ビトナーの危機感を教えてくれる⁽⁶⁹⁾。

次に、当時のオーストリアにおける文書館行政を寸描しておきたい。1920年に創設された文書館庁 Archivamt は文書館の個別案件の決定権限をもつ機関として設立された。ビトナーは、本機関の権限がオーストリアのすべての文書館に及ぶかぎり「決定的な進歩⁽⁷⁰⁾」とみなしたが、人事や運営などは管轄外とされた。文書館庁の解体(1923年1月)後、オーストリア内務省内に文書館の専門部局が開設されたが、国立文書館を統括するものではなかった。この状況に鑑み、一連の改編作業から排除された現場のアーキヴィストは、専門部局の権限を HHStA 館長代理のビトナーに移譲するように迫ったという(1925年末)⁽⁷¹⁾。その後ビトナーは文書館庁を再建し、その長官に就任した(1931年)⁽⁷²⁾が、彼の目指す文書館の統合は遅々として進まなかった。すなわち、ウィーンにある中央文書館群は中核を欠いていたからである。さらに、ザルツブルクの文書館が内務省管轄だったのに対し、他の州都には学術機関に由来する独自の文書館が存在したように、各州の文書館も統一的に運営されていなかった⁽⁷³⁾。ビトナー自身、「プロイセンやバイエルンの文書館組織にならった、すべての公共文書館にまたがる厳格な組織的統合は不可能だ。なぜなら、オー

⁽⁶⁸⁾ Bittner, “Wiener Haus-, Hof- und Staatsarchiv”, S.200.

⁽⁶⁹⁾ Bittner, “Wiener Haus-, Hof- und Staatsarchiv”, S.202.

⁽⁷⁰⁾ Bittner, “Wiener Haus-, Hof- und Staatsarchiv”, S.145.

⁽⁷¹⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.180.

⁽⁷²⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.207.

⁽⁷³⁾ Fritz Koller, “Archivgesetzgebung in Österreich. Ein Überblick”, *Archivalische Zeitschrift*, Bd.90-1, 2008, S.37.

ストリアの諸邦はドイツのような各州の憲法上の立場に類似する、独立的な地域単位をなすゆえである⁽⁷⁴⁾」と認めざるをえなかった。

このなかでビトナーは、次第にオーストリアの文書館界における影響力を強めた。その槓桿となったのは、人事権の掌握である。つまり彼はアーキヴィストの採用に際し、ドイツ民族主義を条件とした。かかる過程の結果、HHStAのアーキヴィストが政治的信条ではほぼ同質の人材となった事態について、ホッヘドリンガーは次のように記す。「注目に値するアーキヴィストの世界観の同質性は〔…〕疑いなく大きな課題の円滑な遂行に貢献した。1938年の合邦以前から、HHStAはまさに「国民社会主義の泉」と呼べる状況にあり、ビトナーが（他の4名の協力者とともに）「古参闘士」の名誉称号を得たことは偶然ではない⁽⁷⁵⁾」。ビトナーは1930年代初頭よりオーストリア文書館界で絶大な権勢をふるい、当時のオーストリアの歴史学界を牛耳った前掲のズルビクとならんで「文書館界の帝王 Archivpapst」と称された⁽⁷⁶⁾。

人材面での同質化の「成果」としてあげるべきは、前掲の外交文書集に加えて、HHStAの総目録の編纂である。前出のとおり、ビトナーはすでに第一次大戦中にHHStAの総目録を完成させたものの、その後の文書の移動により新たな目録が求められた。ビトナーは前回に引き続き中心的な役割を担い、1940年までに全5巻、合計2,236頁に及ぶ目録を完成させた。これは、実用的な目録ではなく、むしろ文書館と各文書群に関する長大な歴史書とみる方がふさわしいとされる⁽⁷⁷⁾。W・レーシュ Leeschは「文書館学への取り組みは、空論をもてあそぶ文書館員の無意味な遊戯ではなく、実践的な文書館の活動、また歴史の原典研究にとってきわめて重要」としたうえで、この総目録を「文書館学の発展にとって、きわめて重要な端緒」と評価した⁽⁷⁸⁾。また、同時代ドイツのアーキヴィストH・O・マイスナーは「HHStAの宝庫の鏡と鍵」と位置づけたうえで、「この文書館学の成果は規模と内容にそくして無比の重要性をもつだけではない。すなわち、研究の補助手段の枠をこえて、その大規模さにおいて研究成果そのもの」とみなした⁽⁷⁹⁾。

⁽⁷⁴⁾ Ludwig Bittner, “Zur Neuorganisation des österreichischen Archivwesens”, in Hans Beschorner (Hg.), *Archivstudien zum siebzigsten Geburtstage von Woldemar Lippert*, Dresden 1931, S.36.

⁽⁷⁵⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.182–183 (引用は183).

⁽⁷⁶⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.208. ただしほとんどのアーキヴィストはドイツ民族主義者だったものの、ナチ的な活動がほぼ認められない人物もいたようにその内実には大きな差異があった。Heiß, “Die Wiener Schule der Geschichtswissenschaft”, S.41–42.

⁽⁷⁷⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.182.

⁽⁷⁸⁾ Wolfgang Leesch, “Methodik, Gliederung und Bedeutung der Archivwissenschaft”, in Staatliche Archivverwaltung im Staatssekretariat für Innere Angelegenheiten (Hg.), *Archivar und Historiker: Studien zur Archiv- und Geschichtswissenschaft*, Berlin 1956, S.24.

⁽⁷⁹⁾ H.O. Meisner, “Das neue Gesamtinventar des Wiener Haus-, Hof- und Staatsarchivs”, *Archivalische Zeitschrift*, Bd.45, 1939, S.311–326 (引用は326).

第2節 ナチ・ドイツの膨張とビトナーの報復

ナチ政権成立後、オーストリアがナチ・ドイツとの対立を先鋭化させる一方、ビトナーはナチ・ドイツとの関係を深めた。その証左のひとつは、ベルリン大学（法学・国家学部）による名誉博士号の授与である。この理由は「戦争責任の嘘」の研究における顕著な業績と「第一帝国（＝神聖ローマ帝国）の文書群」の保護だった⁽⁸⁰⁾。この際にビトナーは、ベルリン大学において「オーストリア・ハンガリー帝国外務省の歴史と組織」と題する記念講演（1937年6月30日）をおこなった。ビトナーは、外務省のあらましに加え、七月危機においてセルビアに黒手組の存在を突き付けられなかったことにあらためて言及するとともに、そもそもこの際の帝国首脳のなかに大戦後の「オーストリア」出身者がほほいないため、オーストリアに向けられた戦争責任を「不当」と咎めた⁽⁸¹⁾。

ビトナーのナチ・ドイツへの接近は、「ユダヤ人問題」への関与にも見てとれる。ここで着眼するべきは、新生ドイツ史帝国研究所の所長 W・フランク⁽⁸²⁾ との関係である。つまり、フランクは「大ドイツの思考」と「断固たる反ユダヤ主義」をもつビトナーを専門家委員会に招請し⁽⁸³⁾、ビトナーは文献目録の作成、さらにはナチの巡回展覧会「永遠のユダヤ人 *Der ewige Jude*⁽⁸⁴⁾」（1937年11月）への資料提供に加え、フランクによる『ユダヤ問題に関する諸研究』の書評を執筆した⁽⁸⁵⁾。ビトナーは——禁じられていたにもかかわらず——シュエシュニク政権のもとでナチに協力したものの、解雇には至らなかった⁽⁸⁶⁾。

1938年3月、オーストリアはドイツに「合邦」された。その直後に行われた、オース

⁽⁸⁰⁾ Just, “Bittner”, S.298.

⁽⁸¹⁾ Ludwig Bittner, “Das österreichisch-ungarische Ministerium des Äußeren, seine Geschichte und seine Organisation”, *Berliner Monatshefte*, Jg.15, 1937, S.819-843(Ins. 836, 838).

⁽⁸²⁾ フランクは、ナチ政権のもとで国民社会主義的な研究を遂行するために開設された、新生ドイツ史帝国研究所の所長を務めた歴史家（1905-1945年）。反ユダヤ主義の研究のため、新生ドイツ史帝国研究所のなかに「ユダヤ問題調査部」を設立し、9巻に及ぶ『ユダヤ問題に関する諸研究』（1937-44年）を刊行した。第二次世界大戦の終戦間際に自殺。ロベルト・S・ヴィストリヒ編（滝川義人訳）『ナチス時代ドイツ人名事典』東洋書林、2002年、224-225頁。

⁽⁸³⁾ Helmut Heiber, *Walter Frank und sein Reichsinstitut für Geschichte des neuen Deutschlands*, Stuttgart 1996, S.472-473.

⁽⁸⁴⁾ 同展覧会は「これ以上ないほど酷い視点でユダヤ人の身体上的特質を提示し、ナチ以前の文化と政治における彼らの優位を強調し、ユダヤ人をボルシェヴィズムと結びつけて、彼らは「異分子」だという信念を強める」目的で開催された。ビル・ニーヴン（若林美佐知訳）『ヒトラーと映画：総統の秘められた情熱』白水社、2020年、220頁。なおこの企画は後に映画化された（1940年11月）。ニーヴンは本映画の目的を「ドイツ人観客を対象とする、ポーランドでナチが遂行中のユダヤ系ポーランド人政策の正当化」と論じたうえで、悪名高い反ユダヤ主義のプロパガンダ映画『ユダヤ人ジュース』のドキュメンタリー版として、その内容がさも事実であるかのような印象操作を図ったと書いている。同225頁。

⁽⁸⁵⁾ ビトナーが寄稿した書評は、ドイツの『歴史学雑誌 *Historische Zeitschrift*』に掲載された。なお同誌がナチのユダヤ研究に使われたことに留意しておきたい。Horst Junginger, *The Scientification of the “Jewish Question” in Nazi Germany*, Leiden 2017, S.205.

⁽⁸⁶⁾ Thomas Just, “Das Haus-, Hof- und Staatsarchiv in der NS-Zeit”, *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs* (Österreichs Archive unter dem Hakenkreuz), Bd.54, 2010, S.107.

トリア国民に併合の是非を問う国民投票（4月10日）において賛成が99%を上回った事実は、この選挙が反対派を排除して行なわれたため、額面通りに受け取るべきではない。ただ少なくとも、ビトナーが「合邦」に大きな期待を寄せていたことは、HHStA 総目録の序文に看取できる。「この著作〔総目録の第4巻〕はわれわれが喜ばしく、心躍る気持ちでオーストリアの祖国ドイツへの帰還という世界的なできごとを迎えた時に完結した。大ドイツ帝国はわれわれの文書館、すなわち1,000年以上にわたって共有されてきたドイツの歴史に関する遺産を強力に保護するだろう⁽⁸⁷⁾」と。ただし、やや先取りすれば文書館の拡張⁽⁸⁸⁾、あるいは文書館行政の集権化のいずれもが果たされなかったように、彼の希望は十分には満たされなかった。

ビトナーが合邦直後（1938年4月）にプロイセン、バイエルンを範とする文書館統合を目指す再編案を提起した背景には、前掲のオーストリアにおける文書館の分権的体制があった⁽⁸⁹⁾。ビトナーの働きかけもあり、HHStA と宮廷財務局文書館、内務・司法、財務、文科各省の文書館は、形式的にはウィーン帝国文書館(RA)に統合された(1939年10月)⁽⁹⁰⁾。しかし各文書館の枠組を超えた権限の集約は、ビトナーのRA館長就任後も進まなかった。彼は国防省文書館 *Kriegsarchiv* 以外の文書館をHHStAの支配下におこうとしたが、中央委員会 *Generaldirektion* の創設、あるいは「オーストリア国立文書館の中央委員会」との呼称は、帝国内相W・フリックに拒絶された⁽⁹¹⁾。文書館に関する管轄の推移については次頁に整理したとおりである(表2)。

ビトナーの中央集権化計画が挫折した一因に、ヒトラーの意向によるオストマルク(旧オーストリア)の解体が想起される⁽⁹²⁾。統合を望むビトナーに対し、プロイセン国立文書館の館長、E・ツィプフェルはオストマルクが大管区 *Gau* に分割される見込みのため、文書館体制のウィーンへの集中に難色を示したという⁽⁹³⁾。ビトナーはその後もRAによるオ

⁽⁸⁷⁾ Bittner et.al (Hg.), *Gesamtinventar*, Bd.4, 1938, S.3.

⁽⁸⁸⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.220-221.

⁽⁸⁹⁾ Hartmut Weber, „Heimkehr ins Reich“ unter Erhaltung der Selbständigkeit? Ludwig Bittners verlorener Kampf um eine Generaldirektion der österreichischen Archive”, *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs*, Bd.54, 2010, S.82.

⁽⁹⁰⁾ Torsten Musial, *Staatsarchive im Dritten Reich: Zur Geschichte des staatlichen Archivwesens in Deutschland 1933-1945*, Potsdam 1996, S.71.

⁽⁹¹⁾ Rudolf Jerábek, „Das Wiener Reichsarchiv. Institutions- und kompetenzgeschichtliche Entwicklung 1938-1945”, *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs*, Bd.54, 2010, S.34.

⁽⁹²⁾ Boyer, *Austria 1867-1955*, p.837. ナチ・ドイツへの合邦を問う国民投票を成功に導くために派遣された、大管区指導者J・ビュルケルは投票後、「オーストリアとドイツとの再統一のための帝国委員に就任した(1938年4月23日)。彼はオーストリアのドイツへの編入に際し「オーストリアの徹底的解体」を方針としたのである。末永信義『『オストマルクの使命』と第三帝国: オーストリア合邦(1938年)をめぐって』『西洋史学』第188号, 1997年, 265-277頁。

⁽⁹³⁾ Weber, „Heimkehr ins Reich“, S.93.

表2 オーストリアにおける各文書館の管轄機関の変容

文書館名	開設年	1918年まで	1918-38年	1939-45年
家門・宮廷・国立文書館	1749	共通外務省	連邦総理府	ウィーン帝国文書館
宮廷財務局文書館	1633	共通財務省	連邦総理府	ウィーン帝国文書館
オーストリア内務・司法文書館	1896	オーストリア内務省	連邦総理府	ウィーン帝国文書館
オーストリア文科省文書館	1895	オーストリア文科省	連邦文科省	ウィーン帝国文書館
オーストリア財務省文書館	1892	オーストリア財務省	連邦財務省	ウィーン帝国文書館
オーストリア鉄道省文書館	1897	オーストリア鉄道省	連邦通商・運輸省	ウィーン・ドイツ国鉄局
国防省文書館	1801	共通国防省	連邦総理府	ドイツ国防軍文書館

(出典：Wilhelm Kraus, “10 Jahre Österreichisches Staatsarchiv 1945-1955”, *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs*, Bd.8, 1955, S.240; Hochedlinger, *Archivgeschichte*, S.211-214. をもとに筆者作成。)

ストマルク内の文書館の監督権の掌握と中央集権的な文書保護を目指したが失敗し、一連の権限はフリックの下に留めおかれた⁽⁹⁴⁾。

周知のとおり、ナチ・ドイツはオーストリア「合邦」後も周辺各国の侵略を続け、ハプスブルクの継承国家もその支配下に置かれた。この事態はビトナーにとって、かつてウィーンから「篡奪」された文書を取り戻す好機を意味した。ホッヘドリンガーが書くように、文書をめぐる「戦勝国／継承国との対立は深い傷跡を残し、交渉に関わったアーキヴィストに報復主義を抱かせた。それは大ドイツ帝国に愛されなかった共和国〔オーストリアを指す〕の合邦後も生き残り、広範な返還要求に変容した」のである⁽⁹⁵⁾。かかるビトナーの報復の矛先は、まずチェコスロヴァキアに向けられた。彼は、オーストリアの弱みに付け込んだ文書協定、ならびに協定違反への復讐を狙ったのである。まさにチェコスロヴァキアは「文書館にまつわる報復主義の最初の犠牲者」となり、ミュンヘン協定により領土と住民のみならず、文書も喪失した⁽⁹⁶⁾。ビトナーはオーストリアから「強奪した」文書の返還を要求するとともに、プラハに設置された「常設ドイツ文書館委員会」（1939年夏）の総監督を務めた。この際1920-22年間にHHStAをはじめとするオーストリアの文書館から没収された文書、ならびに「関連原則」に基づいて旧帝国文書館からチェコ人によって

⁽⁹⁴⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.212.

⁽⁹⁵⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.175, 225-226.

⁽⁹⁶⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.225.

奪われた 300 万の文書が返還希望一覧に掲載されたという⁽⁹⁷⁾。

1939 年 9 月、ナチ・ドイツによるポーランド侵攻とその後の支配地域の拡大において、文書館は「保護」よりも「略奪」の標的と化した。かつてビトナーが金科玉条とした「出所原則」は貫徹されなかった⁽⁹⁸⁾。その報復の最たるものが、ユーゴスラヴィアの事例である。ナチ・ドイツによるユーゴスラヴィアの軍事占領（1941 年 4 月）後、ビトナーらオーストリアのアーキヴィストは、チェコスロヴァキアと同様、ユーゴスラヴィア（旧セルビア）の文書館にも関心を向けた。実際、文書館に関する案件ではナチ・ドイツ側ではなくオーストリア側が主導権を握ったのである⁽⁹⁹⁾。ここでビトナーは、第一次大戦の開戦責任問題を念頭におき、旧セルビア外務省文書の確保とそのウィーンへの移送に最も比重を置くとともに、これを『セルビアの外交政策 1908-1914』への編纂を計画した。彼は、終戦直前まで本書の刊行を「戦争の勝利にとって重要」と位置づけていたが、この企図はナチ・ドイツの敗北により水泡に帰した⁽¹⁰⁰⁾。

総括すれば、ドイツ本国への移送や戦災による文書の損傷、散逸に加え、将来性のある専門学問的な発展の終焉、多くの若きアーキヴィストの死傷に鑑みると、ナチ支配はオーストリアの文書館にとって「破局」を意味したといえよう⁽¹⁰¹⁾。ビトナーもまた、第二次大戦の末期、ソ連軍の足音がウィーンに迫るなかで妻とともに自殺した（1945 年 4 月 2 日未明）。

結論 ビトナーからみる複数の「オーストリア」

最後に本稿の内容をまとめるとともに、今後の展望を付しておきたい。

アーキヴィスト、研究者、個人の政治信条に鑑みると、ビトナーが複数の「オーストリ

⁽⁹⁷⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.225-227.

⁽⁹⁸⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.227-228.

⁽⁹⁹⁾ Musial, *Staatsarchive im Dritten Reich*, S.158.

⁽¹⁰⁰⁾ この際にビトナーは、ウィーン帝国文書館 RA からベオグラードの軍政司令部に派遣された R・シュヴァンケと対立した。シュヴァンケは、前掲の旧共通財務省文書に加え、サライエヴォ地方行政府文書もウィーンに持ち去ろうとしたが、ビトナーは出所原則に基づき、後者の文書をクロアチアに返還すべきと主張した。Just, “Das Haus-, Hof- und Staatsarchiv”, S.128. なおシュヴァンケは、前掲のユーバースベルガー門下の東欧史の専門家であり、旧帝国の外交文書集の編纂に加え、ユーゴスラヴィアから奪った外交文書の編纂にも携わった。また、RA のセルビア専門家でもあった。彼の経歴は以下を参照。Manfred Stoy, *Das Österreichische Institut für Geschichtsforschung, 1929-1945 (Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung, Ergänzungsband. 50)*, Wien 2007, S.345-346; Herbert Hutterer, Thomas Just, “Zur Geschichte des Reichsarchivs Wien 1938-1945”, in Robert Kretschmar et. al (Hg.), *Das deutsche Archivwesen und der Nationalsozialismus. 75. Deutscher Archivtag 2005 in Stuttgart*, Essen 2007, S.316.

⁽¹⁰¹⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.236; Elbel, Štouračová, “Österreichische Archive vom Mittelalter bis zur Gegenwart”, S.36.

ア」に不満を抱いていたことは間違いない。両大戦間期のオーストリア政府が文書館を総じて軽視したのみならず、旧帝国の戦争責任への反論や「戦争責任の嘘」との闘争、あるいは継承国家との交渉における消極的な態度にも怒りを募らせたからである⁽¹⁰²⁾。もっとも、彼が合邦の際に思い描いた文書館の再編計画が挫折したことはすでに見たとおりである。

ビトナーは後世にいかなる成果を残したのだろうか。前出のとおり、彼が第一次大戦後には一連の文書交渉で「出所原則」を盾に旧帝国文書の散逸を阻止し、「ウィーンの中央文書館が今日の状態を保ち、歴史研究における傑出した地位の維持に貢献した⁽¹⁰³⁾」ことは疑いをいれない。財政難とアーキヴィスト不足という厳しい環境のなか、外交文書集の編纂や HHStA の総目録の作成も出色の成果である。ビトナーの同僚 J・K・マイアーは、かかる彼の事績に称賛を惜しまなかった。「ビトナーの活動範囲は、HHStA を超えてオーストリア近代史委員会、学術アカデミー、ついにはすべての文明国の文書館にまたがっていた。最も著名なアーキヴィストであるビトナーを取り巻く栄光は、彼の文書館、そして彼が全力で尽くした一小さくはあるけれども、学術的にはきわめて活況を呈していた—オーストリアに帰した。ビトナーのライフワークは彼の故郷において栄光の称号であり続けるだろう⁽¹⁰⁴⁾」。また、ビトナーが構想した文書館の集権化が第二次大戦後に結実した事実も見逃せない⁽¹⁰⁵⁾。

他方で、彼がもたらした弊害にも目を向けるべきである。ドイツ民族主義に偏重した恣意的な人事採用、政治観や反ユダヤ主義を同じくするズルビクとともに、「オーストリアの歴史研究を手際よく自らの縄張りとした⁽¹⁰⁶⁾」事態、アーキヴィストの雇用に際しての偏り、さらにナチの反ユダヤ主義への加担などがあげられる。人種的理由で合邦後にオーストリアを追われた歴史家 F・エンゲル・ヤーノシは、ビトナーを「有能ではある。しかし、あらゆる公正さとはまさに無縁」と断じた⁽¹⁰⁷⁾。もう一点加えるならば、長女ヘルタ Hertha

⁽¹⁰²⁾ Ludwig Bittner, “Die deutsche Sendung Österreichs”, *Berliner Monatshefte*, Jg.16, 1938, S.340.

⁽¹⁰³⁾ Thomas Just, “Oswald Redlich als Archivbevollmächtigter der Republik (Deutsch-) Österreich”, *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung*, Bd.117, 2009, S.424.

⁽¹⁰⁴⁾ Josef Karl Mayr, “Ludwig Bittner(Nachruf)”, *Der Archivar: Mitteilungsblatt für deutsches Archivwesen*, Bd.4, 1951, S.186.

⁽¹⁰⁵⁾ ここではエジェャーバクの総括を引いておきたい。「1945年4月2日に自殺したルートヴィヒ・ビトナーが残したものは、その所蔵文書が各地に分散され、最大の危機にさらされた文書館だけではない。文書館をめぐる壮大な試み、すなわち文書館集合体の創設の道半ばで挫折したが、再建されるオーストリア共和国の連邦行政の新たな、そしてすべての力を結集する文書館制度を創り出すための理念的な枠組みをも残した」と。Jeřábek, “Das Wiener Reichsarchiv”, S.71.

⁽¹⁰⁶⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.208.

⁽¹⁰⁷⁾ Friedrich Engel-Jánosi, ... *aber ein stolzer Bettler: Erinnerungen aus einer verlorenen Generation*, Graz 1974, S.78.

(1907-81年)がオーストリア歴史研究所に開講されたアーキヴィスト養成課程初の女性修了者となった背景として、父ビトナーの存在は無視できまい⁽¹⁰⁸⁾。

もっとも、かかる反ユダヤ主義はビトナーの専売特許ではなかった。合邦直後に起きた道路磨きの強制に象徴される、いわゆる「合邦ポグロム」にみられるように、オーストリアにおける反ユダヤ主義はドイツよりも激しさを孕んでいたと考えられる⁽¹⁰⁹⁾。学術の世界に目を転じると、ウィーン大学には反セム（ユダヤ）主義を掲げる、通称「熊の洞穴 Bärenhöhle」とよばれる教授組織があり、ビトナーに近いユーバースベルガー、ズルビクらが参画していた。「熊の洞穴」については詳述する用意がないため、ここでは、ウィーン大学の教授陣の間にはかねてより反セム主義が広がっており、とくに第一次大戦後には人種的な反セム主義が台頭したこと、ならびに、「熊の洞穴」は創設者 O・アーベル Abel などの教授 17 名から構成され、大学、文科省、学術アカデミーに及ぶ強い影響力を有していたこと、教授資格論文提出者の多くが人種的（ユダヤ系）、政治的（左派）理由からそのキャリアを閉ざされたことを述べるにとどめておく⁽¹¹⁰⁾。

この文脈では、シェーネラーの思想が政治体制には断絶があった複数の「オーストリア」を経て、ヒトラー（ナチズム）まで生き残ったことも重要である。シェーネラーがヒトラーの「師」のひとりだったことは、すでに知られている⁽¹¹¹⁾。彼は『わが闘争』において「最も根本的ではあったが、最も苦しい人生の学校」ウィーンにおけるシェーネラーとの邂逅を語り、「いっそうすぐれた、いっそう根本的な思想家」と彼を賞賛したからである⁽¹¹²⁾。もちろん『わが闘争』の内容は、これが口述筆記された時点の認識とみなすべきであるが、

⁽¹⁰⁸⁾ Hochedlinger, *Österreichische Archivgeschichte*, S.354.

⁽¹⁰⁹⁾ ドイツ本国においても実施できなかった、合邦後 1 年間におけるユダヤ人のほぼ完全な追放は、オーストリアにおける反ユダヤ主義の強さをうかがわせる。なおドイツにおけるユダヤ人への組織的迫害、いわゆる「水晶の夜」（1938 年 11 月）の背景に、合邦後のオーストリアでドイツでは経験したことのないほどの激しいポグロムがあったという。マイケル・ベーレンバウム（石川順子、高橋宏訳）『ホロコースト全史』創元社、1996 年、95-100 頁；栗原優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策：ホロコーストの起源と実態』ミネルヴァ書房、1997 年、21-22 頁。また、本稿の脱稿直前に触れた次の最新の研究も当時の情勢を知るうえで有益である。野村真理『ウィーン ユダヤ人が消えた街：オーストリアのホロコースト』岩波書店、2023 年；水野博子『褐色のウィーン——〈人種・ネイション〉期のユダヤ迫害と〈生〉の歴史』水野博子、川喜田敦子（編）『ドイツ国民の境界：近現代史の時空から』山川出版社、2023 年、168-198 頁。

⁽¹¹⁰⁾ Klaus Taschwer, “Geheimsache Bärenhöhle. Wie eine antisemitische Professorenclique nach 1918 an der Universität Wien jüdische Forscherinnen und Forscher vertrieb”, in Regina Fritz et al. (Hg.), *Alma Mater Antisemitica: Akademisches Milieu, Juden und Antisemitismus an den Universitäten Europas zwischen 1918 und 1939*, Wien 2016, S. 228, 230-231.

⁽¹¹¹⁾ 一例として最新の研究を参照。ハンス＝ウルリヒ・ターマー（齊藤寿雄訳）『アドルフ・ヒトラー：ある独裁者の伝記』法政大学出版局、2023 年、34-35 頁。

⁽¹¹²⁾ アドルフ・ヒトラー（平野一郎、将積茂訳）『わが闘争』上巻、角川書店、2001 年、170、137 頁。ウィーン期のヒトラーについては、以下からも示唆を得た。藤村瞬一『ヒトラーの青年時代』刀水書房、2005 年、64-67 頁。

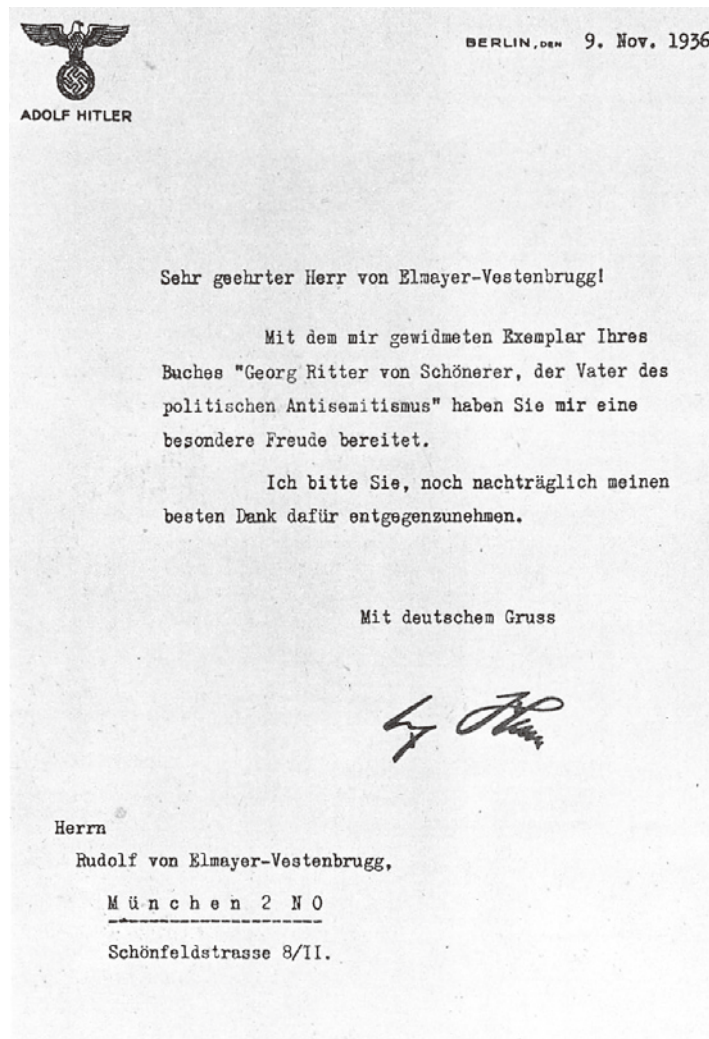


図2 シューネラーの伝記によせたヒトラーの祝辞
(出典: Elmayer-Vestenbrugg von Rudolf, *Georg Ritter von Schönerer: der Vater des politischen Antisemitismus*, München 1942, S.6.)

ヒトラーが1930年代後半以降もシューネラーを信奉していた点は、彼の伝記出版に寄せた祝辞に明らかである(図2)。

さらには、ビトナーがシューネラーを強く支持したことに着目すべきだろう。ビトナーは、E・ピヒルの著書『ゲオルク・シューネラー: 大ドイツの先駆者』に以下のような賛辞を書いている。「ゲオルク・シューネラーは人種の観点からユダヤ人問題を把握し、ハプスブルク家の王朝的結びつきから解放されたもとの全ドイツ人の統合に努めた、オー

ストリアの大ドイツ的気質の創始者である。彼は——『わが闘争』に強調されているように——若き日のアドルフ・ヒトラーの成長に深い意味を持っていた⁽¹¹³⁾。』以上の論評からは、世紀末ウィーンにおいて産み落とされたシェーネラーの思想がビトナーにも看取できる。

なお、ビトナーのナチへの加担は、戦後の非ナチ化手続きに照らして「軽度犯罪者⁽¹¹⁴⁾」と推定された。それにもかかわらず、なぜ長年にわたり彼の存在と事績は看過されてきたのだろうか。これに関して筆者は、ビトナーのナチズム信奉を大きな要因のひとつと考える。つまり、オーストリアは第二次大戦中のモスクワ宣言（1943年10月）によりナチ・ドイツの「最初の犠牲者」に位置づけられたうえ、K・レンナーを首班とするオーストリア暫定政府もその姿勢を崩さなかった⁽¹¹⁵⁾。さらに自らをナチ・ドイツの犠牲者とする意識が戦後の「オーストリア国民」の基盤を形成した⁽¹¹⁶⁾。以上に鑑みると、ナチズムを熱心に支持したうえ、反ユダヤ主義のプロパガンダに手を貸し、さらにナチの権力を背景として、自らの文書館構想の実現に奔走したビトナーの黙殺もうなずける。その追悼文において「生粋のオーストリア人⁽¹¹⁷⁾」と評されたビトナーの生涯は、複数の「オーストリア」の連続性、ならびに政治と学問の緊切な関係を教えてくれるのではなかろうか。

【附記】 本稿は、日本学術振興会 JSPS 科研費、若手研究（19K13396）「第一次世界大戦前夜ボスニア・ヘルツェゴヴィナ施政にみるハプスブルク支配の諸相」（代表：村上亮，2019～2023年）の助成による成果の一部である。

⁽¹¹³⁾ *Historische Zeitschrift*, Bd.159, 1939, S.367. 書誌情報は以下の通り。Eduard Pichl (Hg.), *Georg Schönerer. Der Vorkämpfer Großdeutschland*, 6.Bde., Berlin 1938. 本書は、新生ドイツ史帝国研究所の支援を得て刊行された。ビトナーは、E・マイヤー-レーヴェンシュヴェルト『先駆者』の書評において、シェーネラーの運動が外見上、失敗に終わったものの、「彼がまいた種は実り豊かな成果をあげた。なぜならそれらの種子はオーストリアのドイツ人の民族意識の豊かな土壌に落ちたからである。シェーネラーの思想は直近数十年におけるオーストリア史のあらゆるところに出現した」と述べ、その理念の伝承を彼の「歴史的功績」と記した。*Historische Zeitschrift*, Bd.160, 1939, S.375. 書誌情報は下記を参照。Erwin Mayer-Löwenschwerdt, *Schönerer der Vorkämpfer. Eine politische Biographie*, Wien 1938.

⁽¹¹⁴⁾ Herbert Matis, *Zwischen Anpassung und Widerstand: die Akademie der Wissenschaften in den Jahren 1938-1945*, Wien 1997, S.53 (Anmerkung. 110).

⁽¹¹⁵⁾ レンナー政権の以下の表明にも明らかである。「アドルフ・ヒトラーの国民社会主義政府は、オーストリアの政治面、経済面、文化面の完全なる併合に基づいて、無力で意志を奪われたオーストリア国民を、その誰もが望まぬ無意味、かつ展望なき侵略戦争に導いた」と *Neues Österreich. Organ der demokratischen Einigung*, 28. 4. 1945.

⁽¹¹⁶⁾ これに関しては水野博子の研究に学ぶところが多かった。水野博子『戦後オーストリアにおける犠牲者ナショナリズム：戦争とナチズムの記憶をめぐって』ミネルヴァ書房，2020年。

⁽¹¹⁷⁾ Santifaller, “Bittner”, S.191.